

## 新宿区立学校における地域協働学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則（平成22年新宿区教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき新宿区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する新宿区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに設置する地域協働学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準備校)

第2条 学校の校長は、規則第5条に規定する協議会の設置準備を行おうとするときは、前年度の2月末日までに地域協働学校運営協議会準備校の届出書（第1号様式）に地域協働学校運営協議会準備校計画書（第2号様式。以下「準備校計画書」という。）を添付して、教育委員会に届け出るものとする。

2 前項の規定により届出を行った学校は、地域協働学校運営協議会準備校（以下「準備校」という。）と称する。

3 準備校は、協議会の設置準備の実績を概ね1年以上積むものとする。ただし、文部科学省コミュニティ・スクール推進事業の委嘱校及び新宿区地域協働学校推進モデル校として1年以上の実績がある場合は、1年間の準備校としての期間を終了したものとみなす。

4 準備校は、原則として協議会と同様の協議機関（以下「準地域協働学校運営協議会」という。）を設置し、その運営を行うものとする。

5 教育委員会は、準備校としての実績を以下の事項について評価するものとする。

- (1) 委員の人選に関すること。
- (2) 会議の開催回数に関すること。
- (3) 運営を行う事務局組織に関すること。
- (4) 学校を支援する組織に関すること。
- (5) 準備校計画書の実施状況に関すること。

(指定及び指定の取消しの手続)

第3条 学校の校長は、規則第5条に規定する指定を受けようとするときは、前年度の2月末日までに地域協働学校運営協議会設置の学校指定申請書（第3号様式）により教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、規則第5条の規定により学校の指定を行ったときは、その旨及び指定の期間を公告するものとする。

3 規則第5条の規定により指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）は、地域協働学校と称する。

4 教育委員会は、規則第12条の規定により学校の指定を取り消したときは、その旨、指定の取消し日及び指定の取消し理由を公告するものとする。

(指定の期間)

第4条 規則第5条に規定する指定の期間は、2年とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による指定の期間の更新について準用する。

(委員)

第5条 規則第6条第3号に規定する学校関係者とは、次の者をいう。

(1) 指定学校の教職員

(2) 指定学校の卒業生で、20歳以上の者

(3) 指定学校の通学区域に住所を有する当該指定学校に翌学年から就学予定の幼児(指定学校が新宿区立中学校である場合にあっては、児童)の保護者

2 指定学校の校長は、規則第6条に規定する当該指定学校の協議会の委員(同条第5号に規定する者を除く。)の候補となる者を教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員の欠格条項、分限及び服務に関しては、新宿区非常勤職員規則(昭和54年新宿区規則第40号)第4条から第6条までの規定を準用する。

5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表の互選)

第7条 規則第7条第2項に規定する代表の互選は、単記無記名投票によるものとする。ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

2 単記無記名投票により互選したときは、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。この場合において、最多数を得た者が2人以上あるときには、これらの者につき再び投票するものとする。

3 代表が選任されるまでは、当該指定学校の校長が代表の職務を行う。

(会議の開催)

第8条 協議会の会議は、毎月(ただし、8月を除くことができる。)1回程度開催するものとする。

2 代表は、協議会の開催に当たっては、招集通知及び議事日程を作成し、あらかじめ委員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを会議当日とすることができる。

3 議事日程には、会議の場所、日時及び会議に付議すべき議事等を記載しなければならない。

4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ代表に届け出るものとする。

(副校長の代理出席等)

第9条 当該指定校の副校長が委員になっていない場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第37条第6項又は同項を準用する法第49条の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行っているときは、副校長が協議会に出席する。

(会議の傍聴)

第 10 条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、地域協働学校運営協議会傍聴申請書(第 4 号様式)を代表に提出しなければならない。

2 代表は、会議当日の申請順に傍聴を許可する。

3 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の数は、代表が定める。

4 代表は、傍聴人が指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となる行為をしたと認めるときは、退場を命じることができる。

(議事録)

第 11 条 協議会は、会議の要旨をまとめた議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、学校だよりへの掲載等適切な方法により公開するものとする。ただし、個人情報、児童・生徒の安全対策等公開することが適切でないとして協議会が認める情報についてはこの限りでない。

(情報発信)

第 12 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(教育委員会への報告)

第 13 条 代表は、各学期の終了時に教育委員会に対して活動状況等を報告しなければならない。

(情報の提供及び説明)

第 14 条 当該指定校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指導及び助言)

第 15 条 教育委員会は、協議会に対し、運営状況等について、指導及び助言を行うものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 22 年 2 月 15 日 21 新教指活第 4286 号教育長決定)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、事項の規定は、この要綱の決定の日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定による準備校の届出及び第 3 条第 1 項の規定による協議会を設置する学校の指定申請は、この要綱の施行の日前においても、第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成 25 年 1 月 31 日 24 新教支地第 422 号)

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日 28 新教支地第 600 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。